

平成30年3月23日(金)

午後1時30分

本庁2階 第1会議室

# 教育委員会定例会

## 追加議案書

傍聴人  
閲覧用

退席時はご返却願います。

**議決事項**

議案第11号 寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

**署名人**

高須教育長

岩根教育長職務代理者

議案第11号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

寝屋川市就学援助規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

国立若しくは私立小中学校の保護者及び国立若しくは私立小学校就学予定者の保護者を就学援助の対象とするため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則

寝屋川市就学援助規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この規則において「児童生徒」とは、次の各号に掲げる者（第1号に掲げる者のうち国立の小学校の就学予定者及び私立の小学校の就学予定者並びに第3号から第5号までに掲げる者にあっては寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）をいう。

- (1) 小学校就学予定者
- (2) 寝屋川市立の小学校又は中学校に就学している者
- (3) 大阪府立富田林中学校に就学している者
- (4) 国立の小学校又は中学校に就学している者
- (5) 私立の小学校又は中学校に就学している者

第2条第2項中「及び寝屋川市立小学校に就学することを証明できる書類等を保有している者」を「、寝屋川市立小学校に就学することを証明できる書類等を保有している者、国立の小学校の就学予定者及び私立の小学校の就学予定者」に改める。

第4条第4項中「寝屋川市立の小学校」を「小学校」に改める。

第6条第2項中「寝屋川市立の小学校又は中学校に就学させている保護者」の次に「、国立の小学校又は中学校に就学させている保護者及び私立の小学校又は中学校に就学させている保護者」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

# 寝屋川市就学援助規則

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、次の各号に掲げる者(第1号に掲げる者の中立の小学校の就学予定者及び私立の小学校の就学予定者並びに第3号から第5号までに掲げる者にあっては寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。)をいう。 (1) 小学校就学予定者 (2) 寝屋川市立の小学校又は中学校に就学している者 (3) 大阪府立富田林中学校に就学している者 (4) 国立の小学校又は中学校に就学している者 (5) 私立の小学校又は中学校に就学している者	(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、小学校就学予定者、寝屋川市立の小学校若しくは中学校に就学している者又は大阪府立富田林中学校に就学している者(寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。)をいう。
	2 この規則において、「小学校就学予定者」とは、寝屋川市立小学校の就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。)及び寝屋川市立小学校に就学することを証明できる書類等を保有している者、国立の小学校の就学予定者及び私立の小学校の就学予定者をいう。

改 正 案	現 行
3 (略) (受給の資格) 第3条 (略) (1)～(2) (略) (受給の申請) 第4条 (略) 2～3 (略)	3 (略) (受給の資格) 第3条 (略) (1)～(2) (略) (受給の申請) 第4条 (略) 2～3 (略)
4 第1項及び前項の規定にかかわらず、就学援助のうち入学準備金については、小学校就学予定者の保護者は、就学援助（入学準備金）受給申請書を、当該小学校就学予定者が <u>小学校</u> に就学する年度の前年度の1月4日から1月31日までに必要な書類を添付し、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特にやむを得ない事情があると認めめたときは、同年度の3月31日まで申請の期間を延長することができる。	4 第1項及び前項の規定にかかわらず、就学援助のうち入学準備金については、小学校就学予定者の保護者は、就学援助（入学準備金）受給申請書を、当該小学校就学予定者が <u>寝屋川市立の小学校</u> に就学する年度の前年度の1月4日から1月31日までに必要な書類を添付し、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特にやむを得ない事情があると認めめたときは、同年度の3月31日まで申請の期間を延長することができる。 (受給者の認定) 第5条 (略) 2 (略) (援助の種類等) 第6条 (略)
	(受給者の認定) 第5条 (略) 2 (略) (援助の種類等) 第6条 (略)

改正案	現行
<p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 被保護者のうち教育扶助を受けている保護者 (児童生徒を対象とする市立の小学校又は中学校に就学させている保護者、公立の小学校又は中学校に就学させている保護者及び私立の小学校又は中学校に就学させている保護者に限る。)については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの就学援助は、行わない。</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 被保護者のうち教育扶助を受けている保護者 (児童生徒を対象とする市立の小学校又は中学校に就学させている保護者に限る。)については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの就学援助は、行わない。</p>

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。